

10年度土対
法施行状況

自主申請は87件

環境省 まとめ 制度創設に評価

初年度の自主申請87件に評価。環境省が先月23日、改正土壌汚染対策法施行後初となる10年度土壌汚染対策法施行等状況調査結果をまとめたが、改正法で新たに規定された自主申請制度の申請件数は87件となり、専門家らから制度創設を評価する声が挙がっている。（関連記事5面）

自主申請制度は、企業等がCSRや土地の売買などを契機に自主的に実施した土壌環境調査の結果について、都道府県などに自主的に申請することで土対法の区域指定などに活用できるようにした制度。同省がまとめた自主申請の理由について見ると、「情報公開し、対策を確実に行う必要が

あった」や「法対象外ではあるが汚染が確認された土地について、適正管理・汚染拡散防止のため」、「土地売却に際し、汚染状況を示す必要がある」と、「土地の売却時の買い手側の希望」などが挙げられている。企業のCSRと土壌汚染問題などに詳しいFAINVの光成美紀社長

は、「基準不適合523件の17%に当たると考えると、比較的納得のできる数字」と述べ、「地域や関係者への状況や取り組みを明確化し、信頼を得るために情報を開示することで浄化業務を円滑に進め、風評リスクを回避するといった意味合いのように感じられる」とコメントしている。

土地の売買と土壌汚染問題の専門家である明海大学不動産学部の本間勝専任講師も「当初の想定よりも活用されているように感じる」と評価。一方で、土地の実態を科学的に表して説明するコンサルタントが取り引きに不在であるケースが多く、本間氏は「土対法による行政ルールが準用しやすく、当事者間の同意を得やすい状況」とも指摘しており、今後もCSRや土地の売買などの場面で土対法を活用するケースは増えていくと見込んでいる。